平成２６年（フ）第３７８０号
埼玉県上尾市上町１丁目12―３―303
債務者　藤井　數子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７８２号
東京都台東区千束１丁目18―３―203
債務者　竹内　　進
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７８９号
東京都台東区橋場２丁目18―９―802　都営橋場二丁目アパート
債務者　青木　大輔
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７９５号
東京都足立区関原１丁目１―２―301
債務者　永澤千恵子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６号
長野県佐久市協和7632番地４
債務者　上野　裕昭
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１９７号
東京都立川市錦町５丁目14番12号富士ハイツ101号
債務者　小島　敏雄
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３７号
東京都羽村市富士見平１丁目４番地１コーポ松沢205
債務者　脇坂　智江
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９２号
静岡県浜松市天竜区佐久間町中部216番地
債務者　折原　吉浩
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
釧路市入江町16番３号
債務者　谷野ちず子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月３日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３７３２号
神奈川県横浜市鶴見区市場大和町３―17―401
債務者　阿部久美子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７４４号
東京都足立区本木北町16―２―103
債務者　松川　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７７２号
埼玉県所沢市小手指町１丁目20―３―306
債務者　守田　庄子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７８３号
東京都八王子市宮下町52―１―101
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０６号
東京都東久留米市中央町３丁目13番18号フローレス中央Ａ―102
債務者　青塚　寿子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９４号
栃木県宇都宮市西川田５丁目33番６号　セジュールＳ・Ｋ103、住民票上の住所栃木県宇都宮市東浦町14番20号
債務者　和田　典子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係